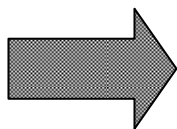


これまでの障害者福祉サービス

新しい障害者福祉サービス体系

居宅サービス	ホームヘルプ（身・知・児・精） デイサービス（身・知・児・精） ショートステイ（身・知・児・精） グループホーム（知・精）
施設サービス	重症心身障害児施設（児） 療護施設（身） 更生施設（身・知） 授産施設（身・知・精） 福祉工場（身・知・精） 通勤寮（知） 福祉ホーム（身・知・精） 生活訓練施設（精）
その他	更生医療（身） 育成医療（児） 精神通院公費（精） 補装具の給付、修理（現物給付） 日常生活用具給付、貸与



身：身体障害者
知：知的障害者
精：精神障害者
児：障害児

介護給付	居宅介護（ホームヘルプ） 重度訪問介護 行動支援 重度障害者等包括支援 児童デイサービス 短期入所（ショートステイ） 療養介護 生活介護 障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援） 共同生活介護（ケアホーム）
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援（A型＝雇成型、B型） 共同生活援助（グループホーム）
自立支援医療	（旧）更生医療 （旧）育成医療＊ （旧）精神通院公費＊ ＊実施主体は都道府県等
補装具	補装具の購入または修理に要した費用（補装具費）の支給
地域生活支援事業	市町村 ・相談支援 ・地域活動支援センター ・コミュニケーション支援 ・福祉ホーム ・日常生活用具給付、貸与 ・移動支援 ・その他の日常又は社会生活支援 都道府県 ・専門性の高い相談（高次脳機能障害支援など） ・広域的な対応が必要な事業 ・人材育成等

- * これまで33種類もあった障害者施設が平成23年度までに段階的に新体系に移行されます。既存の施設を「日中活動の場」と「住まいの場」に分け、前者は療養介護（医療型）、生活介護（福祉型）、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センターの6事業のどれを行うかで機能に応じた障害者支援施設として再編されます。
- * 介護給付の申請には障害程度区分認定のための医師意見書が必要です。
- * 自立支援医療、補装具（種目に応じて）の申請においてもそれぞれ定められた様式の医師意見書が必要です。

図1 障害者自立支援法におけるサービス体系